

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（417））

2. 日時：平成29年10月10日 19時35分～20時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、皆川係長、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループマネージャー

（他5名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」の「添付資料 1.0.16 東海第二発電所重大事故等発生時における東海発電所及び使用済燃料乾式貯蔵設備の影響について」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 東海発電所の原子炉圧力容器の耐震性に係る説明を加えること。また、「黒鉛による大規模火災は発生しないと考えられる」という表現については、評価結果を踏まえて記載の適正化を検討すること。
- 財団法人 原子力発電技術機構の研究結果である黒鉛の燃焼が持続する5つの条件は、条件を全て満たさなければ燃焼が持続しないことを明示すること。
- 黒鉛の燃焼条件に対する評価は、財団法人 原子力発電技術機構の研究結果と日本原子力発電としての評価を整理し説明すること。
- 一次系配管は蒸気発生器の手前で切断し、8カ所で閉止されていることを説明すること。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について